



人口 男 3,353人 (-3)
女 3,655人 (-1)
計 7,008人 (-4)
世帯数 1,794 (+2)
() は4月1日との比較

平成 6 年 5 月 18 日
発行 新潟県三島郡三島町役場
☎ (0258) (代) 42-2221
印刷 長岡市 あかつき印刷



1200本の 花植える

商工会婦人部、青年部、脇野町老人クラブと、吉崎役員の50余名の皆さんは、サルビア(600本)、ペゴニア(600本)を手ぎわよくプランターに植え込み、町の中心街に配置しました。



集落入口を フラワーロードに

蓮花寺役員の皆さんは、県道中永・宮本線の沿道250メートルに、サルビア(300本)、マリーゴールド(300本)の苗を植えました。

町を花いっぱいにする

人々のコミュニケーションの媒体ともいわれる花。町並みに咲く花は、そこに住む人はもとより、町を訪れる人の心もなごませてくれるもの……。
「花いっぱい運動」と、大字蓮花寺では、今年も「花いっぱい運動」の作業を行いました。



サルビア

- 花期 7~10月
- 原産 ブラジル
- 花ことば=燃ゆる恋(赤花)・知恵(紫花)



ペゴニア

- 花期 1年中
- 原産 熱帯、亜熱帯
- 葉を觀賞する葉ペゴニアと、花の美しい花ペゴニアあり。



マリーゴールド

- 花期 6~10月
- 原産 メキシコ
- 花ことば=友情

みしまに似合う花 募集。町の花

豊かな自然に恵まれた三島町は、花がとても似合う町です。四季折々、美しい風景を見せる三島町を象徴する「花」を募集します。

応募資格：三島町に在住、縁故のある方

応募方法：官製ハガキに次のとおり記入し、郵送してください。

町の花 応募	940-23 50	新潟県三島郡三島町 三島町役場 企画調整課 行
花の名(種類) 選んだ理由		
住所 お名前 年齢 電話番号		

応募締切：平成6年6月30日(当日消印有効)

審査・発表：町内外の見識者で選定会議を開催し決定します。

結果については、「広報みしま」紙上で発表します。

その他：1枚の官製ハガキに1種類の花とし、1人何通でも応募できます。

採用された方には記念品を贈呈します。

- ご芳志に感謝「緑の羽根募金運動」
- ▼家庭募金 1,543世帯 180、161円
 - ▼中学校生徒街頭募金 61、353円
 - ▼その他 16、566円
 - ▼総額 258、080円 (5月2日現在)
- この募金は県を通じて緑化事業に充てられます。また、町の公共施設の緑化などにも還元され、昨年は緑の羽根募金植樹事業として、各大字へ桜の苗木などを配付いたしました。
- 第4回町民親善ゴルフ大会参加者募集
- ▼参加資格 三島町に在住又は、出身者及び三島町に勤務している方▼場所 新潟スプリングカントリー倶楽部出雲崎コース▼期日 8月4日(木)▼参加者数 120名▼申込方法 申込書に氏名、生年月日、ハンデキャップを明記し、事務局(下河根川 丹波肇 42-13133)まで申し込みください。なお、申込書は各クラブ(みしまグリーンクラブ、G・E・C、下河根川グリーンクラブ、イーグル新保)、大通板金にあります。
- ▼締切 7月10日

編集後記

広報を編集していて、ちょこちょこあるのが「校正ミス」先月号の16ページで、今年度の公民館振興員をご紹介しましたが、(中条)となっていました。配付寸前に気づき、あわててポールペンで訂正したような次第。ミスするごとに「気を付けなければ」と自戒してはいるのですが……。 「節穴の目」をもつ広報担当のこと、今後も校正ミスはあるでしょうが、ご容赦ください。

予告 お知らせ版広報 発行

役場では、これまで各課・局ごとにチラシ、回覧を作成し、ご家庭に配付していましたが、次週から月2回、これらをまとめた「お知らせ版広報」を発行する予定です。印刷用紙を節約し事務費を軽減することが目的です。視覚的に劣るところがあるかも知れませんが、ご理解ください。

期限内納税にご協力を！

税

まちづくりに生きる

税金は住みよい町づくりを進め、暮らしを豊かにするために負担していただく「町民共通の経費」です。町民の皆さんが町に直接納める税金は、町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の5つ。今年度も期限内納税について、ご協力をお願いします。今月号では、町税のあらましと、日ごろ皆さんから問い合わせの多い質問や疑問を取り上げてみました。

町民税

毎年1月1日現在で町内に住んでいる人、または町内に住んでいないが、町内に事業所・家屋敷のある人に課税される税です。

町民税が課税されない人

○生活保護法によって生活保護を受けている人
○障害者・未成年者・高齢者（65歳）・寡婦・寡夫（原則

として扶養家族のある人で、前年の合計所得が125万円以下の人）
○前年の合計所得金額が基礎控除以下の人

問●退職した翌年の町民税は？
答●個人町民税は所得税（国税）と異なり、前年の所得に対して課税されることになっています。そのため、会社を退職するなどして所得のない方でも、前年には給与所得があるため、個人

町民税が課税されます。

問●所得とは？
答●一般的には、収入金額から必要経費の控除や給与所得控除などを差し引いたのが所得金額となります。収入イコール所得ではありません。

問●妻にも均等割がかかる？
夫婦が同じ市町村に住んでいるとき、夫が均等割を納税しているとき、その妻には均等割は課税されません。

答●住所が変わった場合の町民税はどこへ納めるの？

個人町民税がどこで課税されるかは、その年の1月1日現在の住所がどこの市町村にあるかによって決まります。

したがって、その後に住所が変わっても、その年の町民税を納める市町村に変わりはありません。

問●亡くなった人の個人町民税は？
答●個人町民税は1月1日に三島町に住んでいる人にかかります。

したがって、前年に亡くなった方については翌年の町民税はかかりませんが、1月2日以降に亡くなられた方については、町民税が課税されます。この場合、すでに本人が亡くなられているので、相続人が代わりに納めることになります。

問●固定資産税
今年度は5月が第一期分の納入月となります

毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

問●固定資産税の免税
町内に所有している土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合は課税されません。

土地……………30万円
家屋……………20万円
償却資産……………150万円

問●平成6年度固定資産税の評価替えで、宅地については公示価格の7割程度まで引き上げら

河内弘二氏 勲五等 双光旭日章受章



平成6年春の叙勲の対象者が4月29日に発表され、三島町では、元町長河内弘二氏（脇野町、76歳）が自治功労者として勲五等双光旭日章を受章されました。

河内氏は、収入役（昭和21年12月17日～46年9月2日）、助役（昭和46年9月13日～47年6月5日）を歴任の後、昭和47年6月25日より3期12年にわたり、町長を務められました。

町制施行当時から合併問題の解決、産業の振興、福祉の充実、教育、生活環境の整備等、町勢の伸展に多大に貢献され、今回その功績が閣議決定により認められ、受章となったものです。

●軽自動車税額表（年税額）

種別	税額		
原動機付自転車	排気量が50cc以下	1,000円	
	排気量が50ccを超え90cc以下	1,200円	
	排気量が90ccを超え125cc以下	1,600円	
自動車	三輪以上のもの（自治省令で定めるものを除く）で20ccを超え50cc以下	2,500円	
	農耕作業用	1,600円	
二輪車	軽二輪（250cc以下）	2,400円	
	二輪の小型（250ccを超えるもの）	4,000円	
軽三輪	3,100円		
軽四輪自動車	乗用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	貨物	営業用	3,000円
		自家用	4,000円
もっぱら雪上を走行するもの	2,400円		

固定資産税の標準地評価額の公開

平成6年度の土地の評価替えによる縦覧期間も終わり、固定資産税の評価の適正確保と納税者の評価に対する理解の促進に資するため、次により標準地評価額を公開します。

▽公開の時期 5月15日から
▽公開の場所 役場税務課
▽公開の方法 三島町内の標準的な宅地33地点とし、大字○○字○○付近の1平方メートル当たり価格

軽自動車税

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者（4月1日現在、登録のある人）に課税される税です。

標職の交付と廃車の届け

原動機付自転車などを取得したときは15日以内に、譲渡や廃車をしたときは30日以内に、税務課に必ず届けてください。転入、転出の際は移住地の標識に変更してください。

問●5月に廃車し手続きをした場合の税金は？

答●軽自動車税は、毎年4月1日現在に登録されている軽自動車を所有している人に課税されますので、今年度は納めていただくこととなります。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している世帯主に課税され、納められた税金は国からの補助金等と合わせて、国保を運営する貴重な財源となります。（詳細は先月号に掲載してあります）

所得税も特別減税が 実施されます

所得税は、平成6年度分所得税の納税者の方に、原則として年税額の20%相当額を減額します。

● 給与所得者

原則として、今年の6月と年末調整時の2回に分けて給与の支払者のもとで特別減税額を還付、または控除します。

● 事業所得者

確定申告の際に所得税額から控除します。ただし、7月と11月の予定納税において負担軽減を図ります。

● 公的年金受給者

1月から6月の公的年金に係る源泉徴収税額の20%相当額を6月の支給時に還付します。(精算は確定申告で行うことになります)

お問い合わせは長岡税務署へ

☎35-2070

法人町民税均等割

資本金の金額	従業者数	税額標準		地方税法第312条に規定する
		改正後	改正前	
1千万円以下	50人以下	円 50,000	円 40,000	9号法人
	50人超え	120,000	120,000	8号法人
1千万円を超え 1億円以下	50人以下	130,000	120,000	7号法人
	50人超え	150,000	150,000	6号法人
1億円を超え 10億円以下	50人以下	160,000	150,000	5号法人
	50人超え	400,000	400,000	4号法人
10億円を超え 50億円以下	50人以下	410,000	400,000	3号法人
	50人超え	1,750,000	1,750,000	2号法人
50億円超え	50人超え	3,000,000	3,000,000	1号法人

表1 所得割非課税基準額

改正後	34万円×家族数+加算額30万円
改正前	34万円×家族数+加算額25万円

表2 均等割非課税基準額

改正後	27万2千円×家族数+加算額14万4千円
改正前	27万2千円×家族数+加算額10万4千円

表3 国民健康保険の減額基準額

改正後	31万円+23万5千円×被保険者数 (世帯主を除く)
改正前	31万円+23万円 ×被保険者数 (世帯主を除く)

**所得割と均等割の
非課税限度額を引き上げ**

① 所得割の非課税基準額
所得割の非課税基準額が、表1のとおり引き上げられました。

② 均等割の非課税基準額
均等割については、所得の金額が表2の算式で求めた額以下の方を非課税とします。

所得割については、所得の金額が表1の算式で求めた額以下の方を非課税とします。

均等割については、所得の金額が表2の算式で求めた額以下の方を非課税とします。

法人町民税関係

50人以下の法人均等割を引き上げ

平成6年4月1日以降に終了

国民健康保険税関係

減額基準額を引き上げ

国民健康保険税の減額基準額が、表3のとおり引き上げられました。

平成6年度 税制改正

特別減税だって、よかったです。



個人町民税

20パーセントの特別減税

平成6年度の税制改正が行われ、4月1日から実施されました。今回の改正は、当面の経済情勢への対応と税制の見直しに合わせて行われました。

地方税では個人町・県民税の特別減税を始め、法人町民税や国民健康保険税などの改正がありました。主な改正の概要をお知らせします。

個人町・ 県民税関係

これは、1年限りの特例措置として実施されるもので、平成6年度分の個人町・県民税所得割額の20パーセント相当額が減税されます。

ただし、20パーセント相当額が20万円を超える場合は、20万円を限度とします。また、退職所得の所得割額はこの算定から除かれます。

▽給与所得者等(給与から毎月納めている方)の特別減税の実施方法は、

平成6年6月分と7月分を徴収しないで、特別減税後の年税額を8月から翌年の5月までの10か月間で徴収する方法で行います。

▽事業所得者、公的年金受給者(第1期(6月分)から第4期(10月分)に納められている方)については、平成6年6月分(第1期)の納付において、特別減税額を控除します。

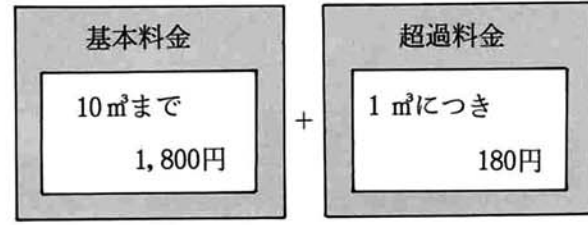
下水道使用料金改定のお知らせ

下水道の使用料を、平成6年6月納入分より改定させていただきます。(3月町議会で可決)

快適な生活環境に欠かさない下水道。三島町の下水道整備は第一次事業認可区域(市街化区域)77ヘクタールを完了し、第二次事業認可区域の整備に平成4年度から着手しています。普及率は、平成5年度末で31パーセントに達しました。

公共下水道事業は、独立採算制を前提とする地方公営事業として、法律で義務づけられている事業で、町民の皆さんの下水道使用料で運営されるものです。使用料金は下水道をご利用の皆様から汚水処理に要する費用と建設費償還の一部をご負担いただきます。

下水道使用料金月額



計算例
使用料1か月 25m³の場合
○基本料金10m³まで 1,800円
○超過料金15m³分 2,700円
計 4,500円
合計金額に3%の消費税がかかります。
4,500×1.03=4,635円

下水道使用料の算定方法

使用料金は、毎使用月で使用者が排除した汚水量で算定します。
○水道水を使用している場合は、水道水の使用量を汚水量とみなします。
○水道水以外の水(井戸)による汚水量は、使用者が原則として

水洗化は3年以内

下水道は供用開始の日から3年以内に皆様方からトイレの水洗化をしていただくことが、下水道法で義務付けられています。三島町の水洗化率は5年度末で47・6パーセントで、低い状況にあります。供用開始された地区の全家庭が水洗化をしないまま、下水道の悪臭は絶えず、快適環境は望めません。住みよい町づくりのために、一日も早い水洗化にご協力ください。
※普及率とは……三島町の人口に対して下水道が供用できる区域の人口
※水洗化率とは……下水道が使用できる区域の人口に対して水洗化をしている人口。
◇◇◇
使用料金、トイレの水洗化など、下水道についての問い合わせは建設課へ。

運転免許証の有効期間と更新手続きが改正されました!

改正道路交通法が、本年5月10日から執行され
○更新日において、5年以上継続して免許をうけていること
○道路交通法の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合する(5年間無事故、無違反)こと
の二つの要件を満たす者を優良運転者とし、運転免許の有効期間を5年(高齢者の例外あり)とするメリット制が導入されました。
ただ、これまでは免許証の有効期間が一律に3年となってい

ましたので、過去5年間の違反歴に関する資料が蓄積されるまで(改正法が執行されてから2年間)は、要件を緩やかにして3年間とするかわりに、もう一つの要件である継続して免許をうけている期間を5年よりも長い8年間とする暫定措置がとられます。
その手続き関係については、下表のとおりです。参考としてください。

改正道交法執行日前後の運転免許更新手続き一覧

(注) 住所を変更した時は必ず届出を!!届出をしませんと更新通知書の書面がお手もとに届きません。

免許証の有効期間	更新手続きの日 免許保有年数	過去3年間の事故・違反等	講習の種別	新免許の有効期間等	手数料の額			備考
					更新手数料	講習手数料	計	
6月9日までの方	5月10日	○無事故、無違反の方 ○前回簡素講習で軽微な違反1回だけの方	優良	3年	円 2,200	円 700	円 2,900	○メリット制はない。(新法適用)
	6月9日	○前回通常講習で軽微な違反1回の方 ○違反が2回以上ある方	一般	3年	円 2,200	円 1,700	円 3,900	○
平成6年6月10日以降の方	運転免許取得後8年を経過している方 (誕生日基準)	○無事故、無違反の方	優良	5年 (免許証は金色) ※(例外あり)	円 2,200	円 700	円 2,900	○メリット制が適用される。 ※71歳になる方……4年 ※72歳以上になる方……3年
		○前回簡素講習で軽微な違反1回だけの方	優良	3年 (免許証は青色)	円 2,200	円 700	円 2,900	○メリット制の適用はない。
		○前回通常講習で軽微な違反1回の方 ○違反が2回以上ある方	一般	3年	円 2,200	円 1,700	円 3,900	○
	運転免許取得後8年を経過していない方 (誕生日基準)	○無事故、無違反の方	優良	3年	円 2,200	円 700	円 2,900	○メリット制の適用はない。
		○前回簡素講習で軽微な違反1回だけの方	優良	3年	円 2,200	円 700	円 2,900	○
		○前回通常講習で軽微な違反1回の方 ○違反が2回以上ある方	一般	3年	円 2,200	円 1,700	円 3,900	○

注) 平成8年5月10日以降の金色免許証対象者は、継続して5年以上免許を保有し、かつ更新前5年間無事故、無違反の方となります。

俳句

芹採りの採り荒したる足の跡 丸山 義広
酒の出る会議異議なく春の雷 棚橋 比呂志
春炬燵愛着残れる昨日今日 結城 老松
代掻きて里の大地の生き返る 小林 守門
紙風船両手の中ではじく音 小林 柁子
臘夜のふるさと講座始まり 大滝 菁風
氏神の四角い舞殿花吹雪 名塚 清一
てふてふの影もろともにかかれをり 原 游子
目覚ましを止めて春眠むさばりぬ 難波 千代女
春昼のとりりと逃げし粥の泡 遠藤 枯骨
竿竹の売りごゑながれ村うらら 中村 遊雲
横文字の店並びる新樹光 遠藤 素朴
あと五分朝寝の真価ここにあり 安達 南風
雪椿しかり子孫ふやしをり 遠藤 カズ
朝寝して短かき昼を嘆きけり 桜井 草子
夫と来てしのぶ年月花見酒 明日 花
童謡をピアノ弾きつ、歌ふうら心
いつしか幼に還る 田口 俊夫

短歌

与板警察署内でも
免許用写真が撮れます



与板地区交通安全協会(与板警察署内1階)では、運転免許証を更新される方の写真撮影を5月から始めました。
撮影料金は800円です。
詳しいことは、☎7212218へ。

困った、どうしよう 長岡交通事故相談所

不幸にして交通事故にあったり、事故をおこしたりして困っている方はお気軽にご相談ください

▼開設日
土曜・日曜・休日及び12月29日から1月3日を除く毎日

▼受付時間
9時~15時

長岡市四郎丸町173-2
県長岡総合庁舎1階
☎3812665

広報カレンダー

5/19	木	リハビリ	13:00~	みしま園
20	金	胃癌検診	8:00~10:00	上条公民館
21	土			
22	日	公民館長杯争奪春季野球大会 (雨天順延29日) 消防団幹部、初任者 校外一日講習	7:00~	スポーツ広場 越路町
23	月	ぬくみ会20周年記念事業 胃癌検診	8:00~10:00	与板町 下河根川センター
24	火	心配ごと相談 役場相談室 婦人学級〈夜の部〉	13:00~16:00 19:45~	保健センター 保健センター
25	水	療育相談 9:00~ 人権擁護講演会	与板町保健センター 13:30~	町体中会議室
26	木	リハビリ	13:00~	みしま園
27	金	乳癌検診 婦人検診	9:00~10:30	交流センター
28	土			
29	日	消防団春季演習 首都圏みしま会総会	8:00~	脳小グラウンド 東京都
30	月			
31	火	心配ごと相談 役場相談室	13:30~16:00	
6/1	水	胃癌検診	8:00~10:00	鳥越センター
2	木	リハビリ	13:00~	みしま園
3	金	婦人学級〈昼の部〉 胃癌検診	13:30~ 8:00~10:00	交流センター 保健センター
4	土			
5	日	脇野町小学校運動会		
6	月	胃癌検診	8:00~10:00	交流センター
7	火	心配ごと相談 役場相談室 胃癌検診	13:30~16:00 8:00~10:00	南部保育所 大野寿荘
8	水	保健委員研修	9:00~	保健センター
9	木	リハビリ	13:00~	保健センター
10	金			
11	土	三古青年大会〈硬式テニス〉	19:00~	テニスコート
12	日			
13	月	議長杯争奪夏季野球大会開会式 ふるさと講座	19:30~ 19:30~	スポーツ広場 交流センター
14	火	心配ごと相談 役場相談室 町議会議員補欠選挙告示日	13:00~16:00	
15	水			
16	木	リハビリ	13:00~	みしま園
17	金	高齢者リハビリ	9:00~	保健センター

▼日時 5月24日(火)
午後1時30分~3時30分

▼場所 みしま交流センター

▼人権擁護講演会

▼日時 5月25日(水)
午後1時30分~

▼場所 町体育館 中会議室

▼講師 人権擁護委員
山田 敏郎 氏
渡辺 博 氏

長岡法務局総務課長

保健一口メモ 《正しい知識を持ちましょう エイズシリーズ②》

エイズの発病はHIVによる免疫システムの破壊によって生じます。私たちの身体には、自己防衛のための免疫システムがあり、外から体内に侵入してきた細菌やウイルスの繁殖を防いでいます。その中で貴重な役割を持っているのは免疫システムの司令官であるTリンパ球です。

HIVは体内に侵入するとこのTリンパ球を次々と壊してしまいます。その結果、私たちの身体を外敵から守る免疫システムが破壊され、身体の抵抗力が極端に落ちてきます。そのため、体内に侵入した細菌やウイルスはここぞとばかりにあちこちで繁殖し、最終的には死を招くのです。



保健行事のお知らせ

対象	内容	日時	会場	
H3.2~3.5 月出生児	3才児健診	6月13日(月)受付 13:30~14:00	保健センター	
H5.7~5.8 月出生児	乳児相談(8~9か月)	5月24日(火)受付 9:00~9:30		
H6.1~6.2 月出生児	〃 (3~4か月)			
H5.1~5.6 月出生児	予防接種 ポリオ2回目	5月31日(火) 14:00~15:00		
H5.7~5.12 月出生児	〃 〃 1回目			
H3.10~H4.3 月出生児	予防接種 三種混合 I期3回目	6月15日(水) 14:00~15:00		
H2.4~H3.3 月出生児	予防接種 日本脳炎 I期1回目	6月16日(木) 14:00~15:00		
乳児相談は、健診前の赤ちゃんの発達チェックをしますのでおいで下さい。特に3~4ヵ月乳児相談対象の方は、小児ガン(神経芽細胞腫)検査について詳しい説明と検査セットと医療機関での乳児健診無料券をお渡ししますので、必ずおいで下さい。				

町議会議員補欠選挙

投票日 6月19日(日)
投票時間 午前7時~午後6時

去る4月末に七日市の中野昭二議員が亡くなられ、議員の欠員が4名になったため、公職選挙法の規定により、議会議員の補欠選挙を行うこととなりました。選挙で選ぶ議員の数は4名です。町の大切な選挙、皆さんそろって投票しましょう。

◇告示日 6月14日(火)

◇投票日 6月19日(日)
午前7時から午後6時まで

◇投票できる人
満20歳以上で引き続き3か月以上三島町に住所を有し、選挙人名簿に登録されている人は選挙権があります。

◇転入された人
他市町村から三島町に、平成6年3月13日以前に転入届をし、引き続き住んでいる人は投票できます。

◇転出した(する)人
選挙人名簿に登録されていて平成6年6月18日までに転出した人は、投票できません。

◇二十歳になる人
昭和49年6月20日までに生まれた日本国民で、平成6年3月13日以前から三島町に住んでいる人は、投票できます。

◇不在者投票
6月14日(火)18日
午前8時30分~午後5時

・役場 2階 選挙事務室
・印鑑と入場券を持参願います
・郵便等による不在者投票
病院に入院されている人や重度の身体障害者手帳等の交付を受けている人は病院や郵便で投票できます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。 ☎4212221



お知らせ

照会は電話で

三島町役場 42-2221(代)
ガス企業団 42-2671
水道企業団 72-2259
消防斉場組合 72-2572

火事・救急 119

役場職員募集

次により役場職員を募集します。

一、採用予定日 平成7年4月1日

二、採用職種・予定人員
・上級職(若干名)

警察官(大学卒)募集

平成7年度警察官(大学卒)募集が次のとおり行われます。

一、採用予定日 平成7年4月1日

二、受験資格
昭和42年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた男子で、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者又は平成7年3月31日までに卒業見込の方。

三、受付期間
6月20日(月)まで。警察署派出所、駐在所で受け付けています。

四、第一次試験の日時、場所
7月10日(新潟市)

精神障害者の医療費を助成

町では精神障害者に対し、医療費の助成を行っています。

▽助成額
医療費の自己負担額から1千円を差し引いた額
※1千円未満のときは助成しない。7千円以上のときは7千円とする。

対象は、精神障害のある方で治療に要する通院、入院医療費です。ただし、療養期間が1年未満の方は除きます。

助成を受けようとする方は、住民課保健衛生係にお尋ねください。

精神障害者の家族会「のぎくの集い」に入会を

町には、精神障害者の家族会「のぎくの集い」があります。家族会の皆さんは「心が病んでいる人のために、家族としてどんなことができるか」を学び、家族同士支え合いながら患者さんの社会復帰を目指し活動しています。

一人でも多くの方の入会をお願いします。

長岡交響楽団 6月12日 PM2:00開場 PM2:30開演 入場前売券 ¥2,000 (当日 ¥2,300)
定期演奏会 問い合わせは長岡交響楽団事務局 ☎33-4186へ。

長岡市立劇場 自主公演 大江千里 コンサート 6月20日 NHK交響楽団 演奏会 7月12日 問い合わせは ☎33-2211へ。